



発 介 保 第 3 2 1 号  
平成 2 5 年 1 月 3 1 日  
( 2 0 1 3 年 )

介護サービス事業者 } 各位  
(みなし指定含む)  
基準該当サービス事業者 }

金沢市長 山野 之義

「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか6条例の公布について（通知）

このたび、平成24年定例第4回金沢市議会において、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか6条例が成立し、平成24年12月17日に公布され、平成25年4月1日から施行されることになりました。

これまで、介護保険の指定基準については、一律に厚生労働省令で定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）等による「介護保険法」（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、中核市である本市が指定権者として条例で定めることとなりました。

この条例は、厚生労働省令で示された区分のうち、「従うべき基準」「標準」については厚生労働省令と同一の基準を条例において定め、「参酌すべき基準」については独自基準を加え、制定したものです。条例の概要及び独自基準の対象となる対象施設等については、下記のとおりですので、通知します。

今後、本市においては、この条例に基づき、事業者の指定及び指導監督業務を行う予定です。各介護サービス事業者等におかれては、この条例に従い適正な事業運営を行うことについて遺漏のないようお願いするとともに、この条例が事業の目標達成のための最低限度を定めたものであり、常に事業運営の向上に努めることについて格別の御協力を賜るようお願いいたします。

さらに、各介護サービス事業者等におかれては、これらを御了知の上、従業者に対してもこの旨周知くださるようお願いいたします。

なお、この条例の施行に当たって留意すべき事項については、追って通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

## 記

- 1 「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか6条例の概要について
- 2 市独自基準の対象施設等一覧
- 3 標記条例の全文については、下記に記載の金沢市公式ホームページで確認することができます。
  - 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/18653/1/gai40-2.pdf>
  - 金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/18653/1/gai40-3.pdf>
  - 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/18653/1/gai40-4.pdf>
  - 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/18653/1/gai40-5.pdf>
  - 金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
  - 金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例
  - 金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/18653/1/gai40-6.pdf>

(事務担当) 金沢市福祉局介護保険課

○条例の公布等に関すること 企画庶務グループ

○条例に基づく届出や基準に関すること 給付グループ

TEL 220-2264 FAX 220-2559

◎「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか6条例の概要について

1. 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまで厚生労働省令で定めていた施設等の人員、設備、運営等に関する基準を条例で定めることとされた。

2. 条例委任される基準

介護保険法に係る7省令に定められた基準について、7条例を新規制定（公布日 平成24年12月17日）

条例の名称	関係法律	担当局課
金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第46号）	介護保険法	福祉局介護保険課
金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第47号）		
金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第48号）		
金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第49号）		
金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）		
金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第51号）		
金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第52号）		

3. 条例制定にあたっての国の基準の考え方

厚生労働省令で示された区分のうち、「従うべき基準」「標準」については厚生労働省令と同一の基準を条例において定め、「参酌すべき基準」について独自基準案の検討を行った。

区分	法的効果	基準の具体例	
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	従業者及び員数、居室面積、人権に直結する運営基準（身体拘束など）	⇒ 国基準どおり
標準	通常よるべき基準	利用定員	
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	上記以外（居室以外の面積、一居室あたりの定員その他設備・運営等に関する基準）	⇒ 独自基準案を検討

4. 独自基準についての検討経緯

○金沢市介護保険運営協議会の介護サービス向上専門部会において、平成24年4月から7回にわたって審議し、「長寿安心プラン」の目指す「高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのまちづくり」を実現するために、3つの基本的視点を設定、これに基づき金沢市独自の基準案の検討を行った。

○この協議会からの意見を踏まえ、下記の市独自基準を定めることとした。

5. 市独自基準の概要

各項目の対象施設・事業所に該当する条例（基準）の条文については、別紙「市独自基準の対象施設等一覧」のとおり

基本的視点	項目	内容
地域包括ケアの促進	(1) 多職種連携の担い手となる人材の育成（研修）	職員に対する、他サービスや医療などの地域の社会資源の把握及び連携に関する教育機会を確保すること。（義務）
	(2) サービス利用者の安全確保と地域協力体制の構築（非常災害対策の強化）	当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、災害の種類に応じて施設防災計画を策定し、職員へ周知すること。（義務） 平常時における関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との協力体制を構築すること。（努力義務） 防災訓練等に、地域住民の参加が得られるよう連携すること。（努力義務） 災害時要援護者の受入に配慮すること。（配慮義務）
サービスの質の向上	(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における生活実態に即した職員勤務体制の整備	夜間及び深夜の時間帯を、利用者の生活実態に即して設定すること。（義務）
	(4) 通所介護（デイサービス）等における設備の適正化※1	洗面設備、便所について、要介護（支援）者が使用するのに適したものを、利用定員に応じて適当数設置すること。（義務）
	(5) 暴力団員の排除	事業を行う関係者（代表者、役員及び管理者）は、暴力団員であってはならない。（義務）
	(6) 記録の整備（保存年限）	記録の保存年限を「2年間」から「5年間」に変更する。（義務）
	(7) 測定方法の明記※1	廊下幅及び床面積の測定方法について、内法による測定と明記し、基準を明確化する。（義務）
	(8) 介護老人福祉施設の原則個室化と入居者のプライバシーに配慮した場合の特例（居室定員の特例）	居室定員は原則1人。ただし、市長が特に認める場合（※2）で、かつ、入居者のプライバシーに配慮した構造とする場合は、2人以上4人以下とすることができる。（義務）
利用者の尊厳の確保	(9) 人権の尊重と虐待防止	① 職員に対する、人権擁護、虐待防止等に関する教育機会を確保すること。（義務） ② 虐待防止責任者の設置等による虐待防止体制の整備をすること。（努力義務）

※1 条例の制定施行の際、現に指定を受けている施設（条例の施行後に増改築された部分を除く）には、適用しない。

※2 既存施設を増改築等に際して、敷地の制約などから、個室化すると入居定員を減らさざるを得ない場合を想定

6. 条例施行日

平成25年4月1日

◎市独自基準の対象施設等一覧

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第46号）

施設・事業別に市独自基準が規定されている条例の条番号を記載（準用規定の場合は括弧書きで準用先の条番号も記載）独自基準がないものについては、一で記載

施設・事業所別		独自基準の設定（項目及び条例の条番号）								
		(1)、(9)－②	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
		多職種連携 虐待防止 (研修)	非常災害対策の強化	生活実態に即した 勤務体制	設備の適正化	暴力団員の排除	記録の 保存年限	面積等測定 方法の明記 (内法)	居室定員の 特例	虐待防止体制の 整備（責任者の 配置）
指定 居宅 サー ビス	訪問介護	32条	－	－	－	3条	43条	42条	－	－
	基準該当	48条 (準用32条)	－	－	－		48条 (準用43条)	48条 (準用42条)	－	－
	訪問入浴	60条 (準用32条)	－	－	－		60条 (準用43条)	59条	－	－
	基準該当	64条 (準用32条)	－	－	－		64条 (準用43条)	64条 (準用59条)	－	－
	訪問看護	80条 (準用32条)	－	－	－		80条 (準用43条)	79条	－	－
	訪問リハビリテーション	90条 (準用32条)	－	－	－		90条 (準用43条)	89条	－	－
	居宅療養管理指導	99条 (準用32条)	－	－	－		99条 (準用43条)	98条	－	－
	通所介護	109条	111条	－	103条		114条 (準用43条)	113条	103条	－
	療養通所介護	132条 (準用109条)	132条 (準用111条)	－	120条		132条 (準用43条)	131条	120条	－
	基準該当	136条 (準用109条)	136条 (準用111条)	－	135条		136条 (準用43条)	136条 (準用113条)	135条	－
	通所リハビリテーション	147条 (準用109条)	147条 (準用111条)	－	－		147条 (準用43条)	146条	139条	－
	短期入所生活介護	169条 (準用109条)	169条 (準用111条)	－	152条		169条 (準用43条)	168条	152条	－
	ユニット型	180条	182条 (準用169条→111条)	－	172条		182条 (準用43条)	182条 (準用168条)	172条	－
	基準該当	189条 (準用109条)	189条 (準用111条)	－	187条		189条 (準用43条)	189条 (準用168条)	187条	－
	短期入所療養介護	205条 (準用109条)	205条 (準用111条)	－	－		205条 (準用43条)	204条	192条	－
	ユニット型	215条	217条 (準用205条→111条)	－	－		217条 (準用43条)	217条 (準用204条)	－	－
	特定施設入居者生活介護	234条	238条 (準用111条)	－	221条		238条 (準用43条)	237条	－	－
	外部サービス利用 型	249条 (準用234条)	249条 (準用111条)	－	243条		249条 (準用43条)	248条	243条	－
	福祉用具貸与	259条	－	－	－		264条 (準用43条)	263条	－	－
	基準該当	266条 (準用259条)	－	－	－		266条 (準用43条)	266条 (準用263条)	－	－
特定福祉用具販売	277条 (準用259条)	－	－	－	277条 (準用43条)	276条	－	－		

◎市独自基準の対象施設等一覧

金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第47号）

施設・事業別に市独自基準が規定されている条例の条番号を記載（準用規定の場合は括弧書きで準用先の条番号も記載）独自基準がないものについては、一で記載

施設・事業所別		独自基準の設定（項目及び条例の条番号）									
		(1)、(9)－②	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
		多職種連携 虐待防止 (研修)	非常災害対策の強化	生活実態に即し た勤務体制	設備の適正化	暴力団員の排除	記録の 保存年限	面積等測定 方法の明記 (内法)	居室定員 の特例	虐待防止体制の 整備（責任者の 配置）	
指定 介護 予防 防居 宅サ ービ ス	介護予防訪問介護	29条	－	－	－	3条	40条	39条	－	－	4条
	基準該当	48条 (準用29条)	－	－	－		48条 (準用40条)	48条 (準用39条)	－	－	
	介護予防訪問入浴	58条 (準用29条)	－	－	－		58条 (準用40条)	57条	－	－	
	基準該当	64条 (準用29条)	－	－	－		64条 (準用40条)	64条 (準用57条)	－	－	
	介護予防訪問看護	76条 (準用29条)	－	－	－		76条 (準用40条)	75条	－	－	
	介護予防訪問リハビリテー ション	86条 (準用29条)	－	－	－		86条 (準用40条)	85条	－	－	
	介護予防居宅療養管理指導	95条 (準用29条)	－	－	－		95条 (準用40条)	94条	－	－	
	介護予防通所介護	104条	106条	－	101条		109条 (準用40条)	108条	101条	－	
	基準該当	117条 (準用104条)	117条 (準用106条)	－	116条		117条 (準用40条)	117条 (準用108条)	116条	－	
	介護予防通所リハビリテー ション	125条 (準用104条)	125条 (準用106条)	－	－		125条 (準用40条)	124条	120条	－	
	介護予防短期入所生活介護	144条 (準用104条)	144条 (準用106条)	－	134条		144条 (準用40条)	143条	134条	－	
	ユニット型	159条	161条 (準用144条→106条)	－	155条		161条 (準用40条)	161条 (準用143条)	155条	－	
	基準該当	173条 (準用104条)	173条 (準用106条)	－	171条		173条 (準用40条)	173条 (準用143条)	171条	－	
	介護予防短期入所療養介護	183条 (準用104条)	183条 (準用106条)	－	－		183条 (準用40条)	182条	176条	－	
	ユニット型	196条	198条 (準用183条→106条)	－	－		198条 (準用40条)	198条 (準用182条)	－	－	
	介護予防特定施設入居者生 活介護	215条	219条 (準用106条)	－	207条		219条 (準用40条)	218条	－	－	
	外部サービス利用 型	236条 (準用215条)	236条 (準用106条)	－	231条		236条 (準用40条)	235条	231条	－	
介護予防福祉用具貸与	245条	－	－	－	250条 (準用40条)	249条	－	－			
基準該当	255条 (準用245条)	－	－	－	255条 (準用40条)	255条 (準用249条)	－	－			
特定介護予防福祉用具販売	264条 (準用245条)	－	－	－	264条 (準用40条)	263条	－	－			

◎市独自基準の対象施設等一覧

金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第48号）

施設・事業別に市独自基準が規定されている条例の条番号を記載（準用規定の場合は括弧書きで準用先の条番号も記載）独自基準がないものについては、一で記載

施設・事業所別		独自基準の設定（項目及び条例の条番号）									
		(1)、(9)－②	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
		多職種連携虐待防止（研修）	非常災害対策の強化	生活実態に即した勤務体制	設備の適正化	暴力団員の排除	記録の保存年限	面積等測定方法の明記（内法）	居室定員の特例	虐待防止体制の整備（責任者の配置）	
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	33条	—	—	—	3条	44条	43条	—	4条	
	夜間対応型訪問介護	58条	—	—	—		61条 （準用44条）	60条	—		
	認知症対応型通所介護	76条	78条	—	65条		82条 （準用44条）	81条	65条		—
	小規模多機能型居宅介護	110条 （準用76条）	104条	—	88条		110条 （準用44条）	109条	88条		—
	認知症対応型共同生活介護	125条	130条 （準用104条）	125条	115条		130条 （準用44条）	129条	115条		—
	地域密着型特定施設入居者生活介護	148条	151条 （準用78条）	—	134条		151条 （準用44条）	150条	—		—
	地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	171条	179条 （準用78条）	—	—		179条 （準用44条）	178条	154条		—
	ユニット型	189条	191条 （準用78条）	—	—	191条 （準用44条）	191条 （準用178条）	182条	—		
複合型サービス	204条 （準用76条）	204条 （準用104条）	—	197条	3条	204条 （準用44条）	203条	197条	—		

金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第49号）

施設・事業別に市独自基準が規定されている条例の条番号を記載（準用規定の場合は括弧書きで準用先の条番号も記載）独自基準がないものについては、一で記載

施設・事業所別		独自基準の設定（項目及び条例の条番号）									
		(1)、(9)－②	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
		多職種連携虐待防止（研修）	非常災害対策の強化	生活実態に即した勤務体制	設備の適正化	暴力団員の排除	記録の保存年限	面積等測定方法の明記（内法）	居室定員の特例	虐待防止体制の整備（責任者の配置）	
指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	29条	31条	—	8条	3条	42条	41条	8条	4条	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	67条 （準用 29条）	61条	—	50条		67条 （準用42条）	66条	50条		—
	介護予防認知症対応型共同生活介護	83条	88条 （準用61条）	83条	76条		88条 （準用42条）	87条	76条		—

◎市独自基準の対象施設等一覧

金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第50号）

施設・事業別に市独自基準が規定されている条例の条番号を記載（準用規定の場合は括弧書きで準用先の条番号も記載）独自基準がないものについては、一で記載

施設・事業所別	独自基準の設定（項目及び条例の条番号）								
	(1)、(9)－②	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	多職種連携虐待防止（研修）	非常災害対策の強化	生活実態に即した勤務体制	設備の適正化	暴力団員の排除	記録の保存年限	面積等測定方法の明記（内法）	居室定員の特例	虐待防止体制の整備（責任者の配置）
介護老人福祉施設									
従来型	30条	32条	－	－	44条	43条	6条	6条	3条
ユニット型	54条	56条 （準用32条）	－	－	44条	56条 （準用43条）	47条	－	46条

金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第51号）

施設・事業別に市独自基準が規定されている条例の条番号を記載（準用規定の場合は括弧書きで準用先の条番号も記載）独自基準がないものについては、一で記載

施設・事業所別	独自基準の設定（項目及び条例の条番号）								
	(1)、(9)－②	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	多職種連携虐待防止（研修）	非常災害対策の強化	生活実態に即した勤務体制	設備の適正化	暴力団員の排除	記録の保存年限	面積等測定方法の明記（内法）	居室定員の特例	虐待防止体制の整備（責任者の配置）
介護老人保健施設									
従来型	30条	32条	－	－	43条	42条	6条	－	3条
ユニット型	53条	55条 （準用32条）	－	－	55条 （準用43条）	55条 （準用42条）	46条	－	45条

金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年金沢市条例第52号）

施設・事業別に市独自基準が規定されている条例の条番号を記載（準用規定の場合は括弧書きで準用先の条番号も記載）独自基準がないものについては、一で記載

施設・事業所別	独自基準の設定（項目及び条例の条番号）								
	(1)、(9)－②	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	多職種連携虐待防止（研修）	非常災害対策の強化	生活実態に即した勤務体制	設備の適正化	暴力団員の排除	記録の保存年限	面積等測定方法の明記（内法）	居室定員の特例	虐待防止体制の整備（責任者の配置）
指定介護療養型医療施設									
従来型	29条	31条	－	－	42条	41条	－	－	3条
ユニット型	54条	56条 （準用31条）	－	－	56条 （準用42条）	56条 （準用41条）	－	－	44条